

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セルビア・モンテネグロ	ノヴィ・サド・セルビア国立劇場照明・音響機材整備計画のため の贈与に関する日本国政府とセルビア・モンテネグロ関係評議会との間の交換公文	ノヴィ・サド・セルビア国立劇場照明・音響機材整備計画を実施するために必要な役務の供与 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	49,200千円 H19.3.29まで	H18.3.30 ベオグラードで (同日)	日本側 長井忠在セルビア・モンテネグロ大使 セルビア・モンテネグロ側 プレドラグ・イバノビッチ 対外経済関係大臣	H18.4.17 234号
セルビア	ベオグラード市上水道施設整備計画のため の贈与に関する日本国政府とセルビア共和国政府との間の交換公文	ベオグラード市上水道施設整備計画を実施するために必要な役務の供与 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	454,000千円 H19.3.31まで	H18.10.18 ベオグラードで (同日)	日本側 長井忠在セルビア・モンテネグロ大使 セルビア側 ミラノ・パリゾオデイチ 対外経済関係大臣	H18.11.1 594号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。